

## 桜台お助けマン互助会 会則

### 第 1 条 (名称)

本会は“桜台お助けマン互助会”と称する。

### 第 2 条 (設立の目的)

近年桜台町内でも高齢化が進み、一人住まいのお年寄りや老夫婦だけの世帯が多くなり、ご不自由な生活をされているケースが増えている。これら高齢者や障害者などのお困り事や作業のお手伝いを必要とする会員とそれに協力できる会員との助け合い活動を行うとともに、地域の福祉に貢献することを目的とする。

### 第 3 条 (構成員)

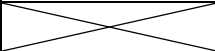
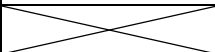
本会は、援助サービスを受ける利用会員、援助をする協力会員及び賛助会員（個人・法人）で構成する。なお、協力会員であっても援助サービスを受けることができる。

### 第 4 条 (入会)

本会に入会できるのは、桜台自治会員及び桜台自治会員外の営利事業者を除く不動産の所有者である。

2. 利用会員は、65歳以上とするが、病気又は身障者はこの限りではない。
3. 利用会員、協力会員及び賛助会員になろうとする者は、別に定める「入会申込書」に署名捺印して事務局へ届け出る。協力会員以外は、入会金又は賛助金の納入をもって入会手続きの完了とする。
4. 利用会員の種類

利用会員と準会員とする。区分は下表のとおり。

区分		年齢	65歳未満	65歳以上
桜台自治会員	健常者			利用会員
	病気・身障者			
桜台自治会員外	不動産の所有者			準会員

5. 会員の単位は、世帯ごとに1口とする。  
但し、利用会員と協力会員が混在する世帯への入会金徴収は、協力会員を優先する。
6. 会員名簿への記載は、利用会員、協力会員及び賛助会員ごとに行う。

#### 第5条（入会金及び賛助金）

利用会員の入会金は、千円とする。

協力会員は、入会金を免除する。

賛助会員は、賛助金として年間で個人は千円以上、法人は五千円以上とする。

#### 第6条（退会）

本会を退会する者は、別に定める「退会届」を提出する。

2. 退会に伴って入会金又は賛助金の精算・返却はしない。
3. 連続して3年間以上援助サービスを未利用の会員は、自動的に退会したものと見なす。但し、総会へ出席した会員（委任状を提出した会員を含む）は、当該年度の援助サービスの利用会員と見なす。

#### 第7条（役員）

協力会員の中から代表1名、世話役数名、会計1名、会計監査1名、月報編集及び作業チーフ各数名の役員を選出する。代表は本会を代表し運営する。

2. 役員任期は1年とするが留任を妨げない。

#### 第8条（総会）

代表は、毎年4月に会員（準会員を除く）の出席をえて総会を開催する。

出席の不可能な者は委任状をもって代行する。

2. 総会は、出席者と委任状を含め会員の過半数をもって成立する。
3. 総会では、議長及び書記各1名を選任するものとし、総会の都度会員の中から選出する。
4. 総会では、①会則の改定、②役員承認、③予算・決算承認、④その他運営に関する重要事項の決定を行う。
5. 総会での議決は、出席会員（委任状を除く）の過半数をもって決定する。
6. 議事録は、会員（準会員を除く）へ配付する。

#### 第9条（活動）

本会が実施する援助サービスの料金は、別に定める「料金表」による。利用会員は所定の料金を支払う。

2. 援助サービス依頼を受けてからの作業の方法は、別に定める「援助サービス処理要領」による。

3. 代表は、毎月1回協力会員会議を開催し、過去1ヶ月間の援助サービスの実態を把握し、問題・必要な改善事項等を検討し、決定する。議事録は会員（準会員を除く）へ配付する。
4. 本会の活動分掌は、別に定める「互助会の活動分掌」による。
5. 会員（準会員を除く）が死亡し、その旨の連絡があった場合は別に定める弔慰金を贈る。

#### 第10条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日とする。

#### 第11条（事務局）

本会の事務局を桜台自治会館内に置く。

住所：市原市桜台1丁目5番地1号

電話：0436-66-1341

#### 第12条（その他）

ここに規定のない運営に関わる重要事項については、協力会員会議が誠意をもって検討し決定するが、次回の総会で承認を得ることとする。

#### 制定・改定の経緯

平成31年4月1日改定	「目的に地域の福祉を追記、利用会員の年会費の廃止・入会金の新設、利用会員の名称変更（特別→準）、賛助会員の年会費→賛助金へ変更、自動退会範囲の拡大、弔慰金の新設」
平成30年4月1日改定	「会員の単位の追記、退会の変更、役員を選出の変更、協力会員会議での問題・必要な改善事項の検討・決定」
平成29年4月1日改定	「条番号の入替え、特別会員の定義変更、協力会員の年会費の免除、役員の定義変更、総会の運営の追記、世話役会の削除」
平成28年4月1日改定	「会計年度の変更他」
平成26年10月1日改定	「会計年度変更の事前措置」
平成25年10月1日改定	「特別利用会員の新設」
平成22年10月1日改定	
平成21年10月1日制定	